

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案
概要

公立の高等学校等の施設をはじめとする公立の義務教育諸学校等施設の整備を促進するため、以下の措置を講ずることとするもの。

1. 施設整備基本方針に基づき施設整備を図る趣旨の明記

施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設の整備を図る趣旨として、「安心の確保」及び「教育の質の向上」が含まれることを明記すること。

2. 交付金の交付対象となる事業に係る施設範囲の拡充

国の交付金の交付の対象となる改築等事業に係る公立の義務教育諸学校及び高等学校等の施設の範囲を限定しないものとする。

(令和7年4月1日から施行)

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「高等部をいう」の下に「。次条第二項において同じ」を、「向上」の下に「、安心の確保、教育の質の向上」を加える。

第十二条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の文部科学省令においては、同項の交付金の交付の対象となる義務教育諸学校及び高等学校等の施設の範囲を限定しないものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律による改正後の義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の規定は、令和七年度以降の年度の予算に係る国の交付金の交付について適用し、令和六年度以前の年度の歳出予算に係る国の交付金の交付で令和七年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

(離島振興法等の一部改正)

第三条 次に掲げる法律の規定中「同条第二項」を「同条第三項」に改める。

- 一 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第七条第七項
- 二 へき地教育振興法（昭和二十九年法律第四百十三号）第六条第四項
- 三 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）第十五条第三項
- 四 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十三条第二項

理由

公立の高等学校等の施設をはじめとする公立の義務教育諸学校等施設の整備を促進するため、施設整備基本方針に基づき定める施設整備基本計画における改築等事業として安心の確保及び教育の質の向上を図るための事業が含まれることを明記するとともに、国の交付金の交付の対象となる改築等事業に係る公立の義務教育諸学校及び高等学校等の施設の範囲を限定しないものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

◎義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(施設整備基本方針等)</p> <p>第十一条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校等施設(義務教育諸学校、高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。次条第二項において同じ。))及び幼稚園等(同法に規定する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部をいう。))の施設、共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第六条に規定する施設をいう。)、教員及び職員のための住宅、スポーツ施設その他学校の教育活動に資する施設で文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めた施設整備基本方針を作成するとともに、当該施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設に係る安全性の向上、安心の確保、教育の質の向上等を図るために必要な改築、改造その他文部科学省令で定める事業(次条において「改築等事業」という。))について定めた施設整備基本計画を作成しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(施設整備基本方針等)</p> <p>第十一条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校等施設(義務教育諸学校、高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部をいう。))及び幼稚園等(同法に規定する幼稚園及び特別支援学校の幼稚部をいう。))の施設、共同調理場(学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)第六条に規定する施設をいう。)、教員及び職員のための住宅、スポーツ施設その他学校の教育活動に資する施設で文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)の整備の目標に関する事項その他公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要事項を定めた施設整備基本方針を作成するとともに、当該施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設に係る安全性の向上等を図るために必要な改築、改造その他文部科学省令で定める事業(次条において「改築等事業」という。))について定めた施設整備基本計画を作成しなければならない。</p> <p>2 [略]</p>

(交付金の交付等)

第十二条 国は、地方公共団体に対し、公立の義務教育諸学校等施設に係る改築等事業の実施に要する経費に充てるため、その整備の状況その他の事項を勘案して文部科学省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2| 前項の文部科学省令においては、同項の交付金の交付の対象となる義務教育諸学校及び高等学校等の施設の範囲を限定しないものとする。

3| 地方公共団体は、第一項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。

4| 5| 6| [略]

(交付金の交付等)

第十二条 [同上]

[新設]

2| 地方公共団体は、前項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作成しなければならない。

3| 5| [略]

○離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)(附則第三条第一号関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国の負担又は補助の割合の特例等)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 6 [略]</p> <p>7 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第三項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、離島振興計画に基づく次に掲げる事業がある場合においては、当該事業に要する費用の十分の五・五を下回らない額の交付金が充たされるように算定するものとする。</p> <p>一・二 [略]</p>	<p>(国の負担又は補助の割合の特例等)</p> <p>第七条 [略]</p> <p>2 6 [略]</p> <p>7 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、離島振興計画に基づく次に掲げる事業がある場合においては、当該事業に要する費用の十分の五・五を下回らない額の交付金が充たされるように算定するものとする。</p> <p>一・二 [略]</p>

○へき地教育振興法(昭和二十九年法律第四百十三号)(附則第三条第二号関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(国の補助等)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第三項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、へき地学校の設置者が行う第三条第二号に規定する住宅の建築及び同条第三号に規定する施設の設置に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の二分の一を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p>	<p>(国の補助等)</p> <p>第六条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、へき地学校の設置者が行う第三条第二号に規定する住宅の建築及び同条第三号に規定する施設の設置に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の二分の一を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p>

改正案	現行
<p>(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等)</p> <p>第十五条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第三項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、平成十八年度から令和十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p> <p>一・二 〔略〕</p>	<p>(特別豪雪地帯における公立の小学校及び中学校等の施設等に対する国の負担割合の特例等)</p> <p>第十五条〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する「改築等事業」をいう。)として、基本計画に基づき特別豪雪地帯において行う次に掲げる新築若しくは増築又は建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、平成十八年度から令和十三年度までの各年度において、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p> <p>一・二 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>(国の補助等) 第十三条〔略〕</p> <p>2 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第三項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する改築等事業をいう。)として、市町村計画に基づいて行う公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p>	<p>(国の補助等) 第十三条〔略〕</p> <p>2 国は、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律(昭和三十三年法律第八十一号)第十二条第一項の規定により地方公共団体に対して交付金を交付する場合において、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業(同法第十一条第一項に規定する改築等事業をいう。)として、市町村計画に基づいて行う公立の小学校、中学校又は義務教育学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となった公立の小学校、中学校又は義務教育学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築(買収その他これに準ずる方法による取得を含む。)に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。</p>